

Na 386

2022年7月1日

日本労働組合総連合会山口県連合会 行 〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館 3 F TEL 083-932-1123 FAX 083-932-1131

Eメール: rengo-yamaguchi@rengo-y.com

発行人 中元直樹 編集人 倉 重 里 加 http://rengo-y.com

平成7年5月22日第3種郵便物承認 毎月1日発行 購読料1部15円(組合費に含む)

7月10



とにかく支持する

候補者の氏名を書こ

参議院選挙の投票方法は2種類です。

選挙区選挙

山口県の場合は、山口県選挙区に立候補した 「候補者名」を書きます。

比例代表選挙

全国共通で、各政党の名簿に記載された「候補者名」 または「政党名」を書けますが、自分が支持する候補 者がいれば必ず「候補者名」を書きましょう。

選挙区選挙

比例代表選挙 比例代表選挙



名簿に載ってい

よりも候補者の得票になる



候補者名 (または政党名)を書く

投票日に行けない方は期日

21 23 25 20 **6**月 26 28 29 **月1** 2 27 30 3 9 4 5 6 7 8

河日前投曹 可能な期間日前投票が

期 投票時間

湖口前投票所一覧」は 連合山口HPにも掲載 しています。

理由はなんでもOK ‡

告示日の翌日から投票日の前日まで※ 間 8:30~20:00%

選挙人名簿に登録されている市町の

「期日前投票所」

※一部の期日前投票所では、期間 及び投票時間が異なる場合があり ます。詳しくは市町の選挙管理委 員会にお問い合わせください。

もくじ

第26回参議院議員選挙

第8回推薦議員懇談会・男 女平等に関する要請行動

青年委員会第26回リーダー研修会 ・ワークルール検定実施報告ほか

p4 西部地協だより・6月全国

第8回推薦議員懇談会を開催

井上剛代表 推薦議員懇談会





連合山口は、5月24日(火) 山口市において「第8回推薦議 員懇談会」を開催し、53名が出 席しました。今回は、推薦県議・ 市議が発行している議会レポートを参加者に配布し、日ごろの 議員活動の紹介を行いました。

主催者を代表し、推薦議員懇談会世話人会代表の井上県議は、

「私たち地方議員は、地方で頑張っている人たちがより暮らしやすいように、政策要求を実現していくことを考えていかないといけない。来年は統一地方選挙がある。今日の講演をもとに、より市民に訴えることのできる議員をめざしていきたい」と述べられました。

続いて連合山口伊藤会長が「参 院選について、連合山口は本部 方針に基づき、比例区に出馬す



▲会場の様子

る連合推薦候補9名の必勝に向 け、それぞれの擁立産別を中 に取り組みを強化している。 挙区については、支持政党の を立憲民主党、国民民主党の 候補者を並列支持とさせ、 とさせて一地と で、働く者・生活者の立場にため で、地域政治勢闘いだと認識力 になる。 皆様のご理解とご協力 を お願いしたい」と訴えました。

連合政治センター委嘱弁護士でもある五百蔵(いおろい)洋一弁護士を講師に迎え、「違反のない選挙をどう闘うか」をテーマに講演いただきました。五百蔵

弁護士は「公職選挙法は曖昧かつ複雑。アウトかどうか自分で判断せずしっかり確認してはらい」と述べ、事例を交えながら説明。また、「長い文章は読んでもらえない。結論・ポイントをもらえない。結論・ポイントをもいに述べ、印象付ける工夫が必要」と、配布された議会レポートを例に取りながら解説されました。

その後推薦県議より、日ごろの議会活動や、県の課題、取り組みなどについて報告をいただきました。また、事務局から推薦議員懇談会役員と、政策委員会の今後の進め方や、政策アンケートの活用などについて説明しました。

雇用における男女平等に関する要請行動を実施



▲挨拶する徳本議長

6月15日(水)連合山口ジェンダー平等推進会議は、6月の「男女平等月間」の取り組みの一環として、「雇用における男女平等に関する要請書」を海井副議長から赤尾雇用環境改善・均等推進監理官に手交しました。

冒頭、徳本議長は「連合はすべての人が平等で差別されるこ



▲要請書を手交

とのない社会をめざして取り組みを進めている。本日は、県内で働く組合の代表者の皆さんの意見を聞いていただき、現状を含め変化のきっかけとなる有意義な意見交換にしたい」と述べました。

続いて、久冨連合山口副事務 局長が、4分野14項目からなる 要請書の趣旨説明を行ったのち、 山口労働局関係部署より要請内 容に対する取り組み状況などに ついて回答をいただきました。 その後の意見交換では、制度等 の周知方法、SNSの活用など今 後の取り組みについても意見を 交わしました。

< 要請内容(抜粋) >

- 1. 雇用創出と生活困窮者への人道支援
- 2. 仕事と育児・介護、不妊治療等が両立できる就業環境の整備
- 3. 失業等女性の雇用に関する問題の適 切な把握と可視化
- 4. ハラスメント対策、女性活躍推進法 (要請書全文はHPに掲載しています)

▶田中健太郎委員長

連合山口青年委員会第26回リーダー研修会を開催



連合山口青年委員会は、6月18日 (土)、「第26回リーダー研修会」 を開催しました。 県内各地区から29

名が参加しました。

はじめに田中健太郎青年委員 長が「本研修では各地区・各 組の今後の活動で役立ちそうな こと、知っておきたいこととの中から選定した3つのテーマ の講演・ディスカッションを 定している。まだ少人数での開 催ではあるが、この機会に他地 区の方との交流を深めていただ ければ」と述べました。 アイスブレイクでグループに 分かれ、「情報発信(機関紙等) について」をテーマにレタープ レス株式会社の竹西康幸氏に講 演いただきました。その後各単 組の機関紙を例に、良い点・改 善点などについてディスカッショ ンを行いました。午後からは、 フリーアナウンサーの佐藤けい 氏より、「コミュニケーション能

力向上」をテーマに講演いただき、 各自の抱えるコミュニケーションにおける課題についてグループで話し合いました。



▲グループディスカッション

最後に、山口県議会議員井上剛氏に「議員とは?政治とは?」をテーマに、自身の議会活動や投票についての重要性について説明いただきました。ディスカッションでは、明日から自分のできる行動宣言について、各自で発表を行いました。

講師の皆さん







ワークルール検定2022・春」開催

6月12日(日)、「ワークルール検定2022春(初級:山口会場)」を開催しました。連合山口構成組織、単組の組合員の方々、県内の大学生など24名が受検しました。出題数は20間、検定時間は45分、70点以上が合格です。翌日にはワークルール検定協会のHPに回答が公開されています。受検いただいた皆様、お疲れ様でした。



ワークルール検定に挑戦!



働きやすい職場をつくるために、ワー クルールの知識は欠かせません。

スキマ時間でチャレンジしてください!

- 組合費の納入義務について、正しいものをひとつ選びなさい。
- 1. 政治目的であっても、任意であれば組合費を徴収できる。
- 2. 震災被害者支援のための組合費を強制徴収することはできない。
- 3. 組合規約に根拠がなくても臨時組合費を強制徴収することができる。
- 4. 組合費の未納は統制処分事由にあたらない。

※解答は来月号に掲載いたします。

6月号の解答

解答 ②

(3)

(4)

セクハラの責任は、加害者個人と共に使用者も責任を負う場合が一般的です。また、被害者の同意があっても、やむにやまれず対応したとみなされ、セクハラに該当することがあります。



年次有給休暇を上手に活用しましょう

- ●「年次有給休暇の計画的付与制度」 を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人 別付与方式を活用すれば休暇の分散 化にもつながります。





働き方・休み方改 ポータルサイト

年休取得促進 特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

山陽小野田地区会議の活動拠点として"大切に

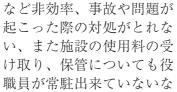


地協便り

西部地域協議会から

山陽小野田地区会議は、6月4日(土)午前8時より、市内北竜 王町にある山陽小野田市労働会 館の清掃作業を、宇部地区会議 から10名の応援もいただき、総 勢31名で敷地内の草刈り作業と 事務所内の整理・整頓、窓ふき、 秋の秋吉台草刈りボランティア に向けた準備などを行いました。

西部地域協議会は発足以来、 地域再編を繰り返し各地に事務 所を有しており、経費面と移動



どの理由から、本年3月31日をもって山陽小野田市労働会館の管理運営を市に戻すことを決定しました。

地区会議は、この決定を受けて、何度も協議を重ね、他の会 議の出来る施設や代替えの建物

なども模索してきましたが、結果、「労働会館という性格上、労働者の団体が運営した方がいい」と地区会議内に運営協議会を立ち上げ管理・



▲参加者の皆さん

運営を自分たちで行う指定管理 者を受託することとしました。

今後については、利用者のニーズを捉えつつ、自分たちの施設として市内の加盟組織会議・イベント・スポーツ行事などに今まで以上にしっかりと活用していく予定です。

— 西部地協:豊村事務局長 —





女性のための連合全国一斉集中労働相談ホットライン

~ 他事で悩むあなたを「麻損します ~

6月7日(火)~8日(水)の2日間、女性のための連合 全国一斉集中労働相談ホットラインを実施しました。 県内における2日間の相談件数は4件、うち1件が女性 からの相談でした。



労働相談事 【相談内容】

相談者:50歳 正社員

先日、会社から転勤命令が出されたが、家庭の事情から受け入れる事ができない。すでに会社には、事情を伝えたものの、会社側は業務命令でということで、転勤の撤回を認めてくれない。今後、どう対応すればいいのか。

就業規則の中に、『業務上の必要性があるときは、転勤を命ずることがある』などの記載がある場合には、転勤命令があり得るということを前提に会社との契約を結んでいるということになり、基本的には、転勤を断ることはできない。まずは雇用契約の内容と会社の就業規則を確認し、契約上正当に転勤を断れる理由があるようなら、転勤拒否が可能なケースもあること、拒否すれば、業務命令違反とみなされることも説明した。

連合なんでも労働相談ホットライン



ひとりで悩まず、まずは 連合に相談してみませんか?

平日 9:30~17:30

連合なんでも 相談無利 **秘密厳守 携帯・スマホ OK** 労働相談ホットライン いこうよ れんごうに 全国共通 **0120-154-052**



■ 県央地域協議会

〒745-0045 周南市徳山港町1-1 旧周南市役所港町庁舎2階 TEL:0834 (21) 0768 FAX:0834 (21) 0290

● 東部地域協議会

〒740-0013 岩国市桂町2-6-1 こども館内 TEL: 0827 (22) 0160 FAX: 0827 (22) 0161

西部地域協議会

〒750-0001 下関市幸町8-16 下関市勤労福祉会館内 TEL: 083 (222) 0869 FAX: 083 (223) 9428

中部地域協議会

-4-

〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3階 TEL: 083 (902) 1811 FAX: 083 (932) 1131 「連合山口QRコード」





http://rengory.com/